

「電気設備の技術基準の解釈」を改正

経済産業省 原子力安全・保安院

平成23年7月1日付けで、経済産業省原子力安全・保安院より「電気設備の技術基準の解釈」の改正が公表された。(適用は平成23年10月1日から。) 本件については、経済産業省原子力安全・保安院のホームページ{電力の安全(電気設備の安全)}に掲載されている。以下に内燃力発電設備に最も関係する条文の改正ポイントの概要を説明する。

1. 「電気設備の技術基準の解釈」の改正の概要

今般の改正前後において電気設備に関する技術を定める省令に定める技術基準への適合性判断等、これまでの法執行業務における運用は変えないことを前提として、条文構成の見直し、表現の適正化及び用語の定義の整理を行った。また、省令に定める技術基準への適合性判断に関する事項のうち、現在、電気設備の技術基準の解釈の解説中に記載されているものについて、新たに解釈において示すこととした。

2. 【常時監視をしない発電所の施設】の主な改正ポイント

1). 第51条から第47条に変わり、条文構成が発電方式ごとに取りまとめする等、最適な条文となった。

2). 監視制御方式ごとに表形式で規定している現在の規定方法を改め、発電方式ごとに文章形式で規定(第1、2項:発電方式共通規定事項、第3項~11項:各発電方式個別規定事項)。

3). 随時監視制御方式において、従来、警報監視等を目的として規定していた技術員駐在所への常時駐在要件を廃止。(近年のIT技術を活用すれば、技術員が技術員駐在所に常時駐在しなくても、携帯電話等で警報を常時受信することが可能である。)

4). 随時巡回方式及び随時監視制御方式の変圧器使用電圧を170kV以下に限定。

5). 燃料電池発電所及びガスタービン発電所の規定において、新たな監視制御方式の導入。

ガスタービン発電所においては、これまで随時巡回方式と随時監視制御方式の二つの適用であったが、今回、遠隔常時監視制御方式も加えられることとなり、適用方式が三つに拡大された。(出力制限は10,000kW未満。)

6). 旧51-1~3表方式の名称と各方式の概要を新たに規定。下の表のとおり。

	旧51-1~3表方式の名称と各方式の概要	
	名 称	概 要
51-1表方式 (随時巡回)	随時巡回方式	技術員が、適当な間隔において発電所を巡回し運転状態の監視を行うものであること。
51-2表方式 (随時監視)	随時監視制御方式	技術員が、必要に応じて発電所に出向き、運転状態の監視又は制御その他必要な措置を行うものであること。
51-3表方式 (遠隔監視制御)	遠隔常時監視制御方式	技術員が、制御所に常時駐在し、発電所の運転状態の監視及び制御を遠隔で行うものであること。